

独立行政法人中小企業基盤整備機構 行動計画

平成28年5月31日

改正 平成31年3月20日

当機構では、これまでも「次世代法」の趣旨を踏まえ、仕事と子育てが両立できる環境の整備を進めてきたところですが、この度、「女性活躍推進法」が制定されたことに伴い、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するという観点を含め、職員が職業生活と家庭生活の両立を図るための環境整備をさらに推進するために、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間

平成28年4月1日 ～ 平成33年4月1日

2. 当機構の課題

- (1)女性職員比率の向上
- (2)女性管理職比率の向上

3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- (1)新規採用に占める女性の割合を35%以上(計画期間中)とする。
- (2)管理職に占める女性職員の割合を10%以上(計画期間末)とする。

4. 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

(1)採用活動における取組

- ①求職者に対して、機構の両立支援・女性職員の活躍状況を積極的に周知する。

(2)働き方の環境整備

①ワーク・ライフ・バランスの推進

- (i)在宅勤務制度の本格導入を進める。
- (ii)有給休暇の計画的な取得、夏期休暇と併せた取得のさらなる促進を図る。

②育児・介護に係る各種制度(休暇等)の周知・取得促進等

- (i)部分休業制度の拡充等を進め、子どもを育てながら働く職員にとって働きやすい環境を整備する。
- (ii)配偶者出産時に男性職員が取得可能な休暇・育児休業制度について積極的に周知し、取得を促す。
- (iii)介護休暇を取得しやすい環境づくりを整備する。

③情報提供・情報交換

- (i)産休・育休中の職員への定期的な情報提供、通信教育機会の提供及び復職面談を適宜実施する。
- (ii)女性職員がさらに働きやすい職場環境となるよう、職員間の情報交換の場を設ける。

(注)実施時期について:4.(2)①の在宅勤務制度は平成31年度からの本格導入とし、他の取組みは平成28年度から実施。

女性の活躍の現状に関する情報公表

平成31年3月現在

採用した労働者に占める女性労働者の割合：39%
(過去5か年の採用実績)